

有田市清掃センター施設整備事業の質問に対する回答

連番	資料名及び項目名等	質問内容	回答
1	入札公告 2(3)ウ	監理技術者の配置について、製作期間と工事期間に分けて、それぞれ異なる技術者を配置（製工分離）可能との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
2	入札公告 2(3)ウ	製作期間と現場工事期間の技術者を分けた場合、製作期間の技術者は非専任との認識でよろしいでしょうか	本工事を的確に担当できることを条件に、非専任を可とします。
3	入札公告 2(3)ウ	監理技術者の配置について、製作期間と現場工事期間で別な技術者を申請した場合、製作期間には製作期間での担当実績がある者を配置するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
4	入札公告 2(3)ウ	監理技術者の配置について、製作期間と現場工事期間で別の技術者を申請した場合、製作期間での実績にもし尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）の新設工事の経験は必要でしょうか。	お見込みのとおり。
5	入札公告 4(2)ア(ア)	ここで指す事業費内訳書とは、工事等入札様式集にある「別記第6号様式 工事費内訳書」の様式との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
6	入札公告 4(2)ア(ア)	委任状について、今回、有田市共同企業体運用基準に基づく各様式内にある委任状（別記第3号様式）を使用し、工事等入札様式集にある「別記第2号様式 委任状」は提出不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
7	発注仕様書 p.2 第1章第1節5.建設用地	敷地求積図をご提供願います。	提供します。【別紙1】
8	発注仕様書 p.2 第1章第1節5.建設用地	本計画敷地範囲は、既存施設の敷地と切り離された範囲との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
9	発注仕様書 p.3 第1章第2節1.全体計画(1)	土砂災害特別警戒区域およびがけ条例は対策済で、新設建物側では対策不要との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
10	発注仕様書 p.3 第1章第2節1.全体計画(1)	既設擁壁の工作物申請書及び検査済の借用は可能でしょうか。（確認申請に必要なため）	県と協議のうえ、擁壁工事にかかる申請の必要は無い旨確認していますので、工作物申請書及び検査済はありません。
11	発注仕様書 p.3 第1章第2節1.全体計画(3)	既設杭は新施設建設において撤去が必要となる部分のみ撤去可能との認識でよろしいでしょうか。行政協議の協議資料及び議事録等ございましたらご提供願います。	お見込みのとおり 県と協議し、市の判断で確認済み資料を提供します。【別紙2】
12	発注仕様書 p.3 第1章第2節1.全体計画(4)	搬入車両（10tバキューム車、1.8t～3tバキューム車）の車両サイズのご提供をお願いします。また、第5章第3節1.場内舗装工事には、12tバキューム車に関する記述がございますが、計画敷地が狭小のため、10tバキューム車で車両軌跡計画との考えでよろしいでしょうか。	高さ：2m94cm 幅：2m49cm 全長：9m83cm 車両軌跡計画はお見込みのとおり。

13	発注仕様書 p.3 第1章第2節1.全体 計画 (8)	「整備用地は有田川氾濫時の浸水想定区域となっており、水害発生時の被害を低減させるため1FレベルはGL+1,000mmで設定し」とありますが、GLレベルは橋梁橋の標高+100.0との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
14	発注仕様書 p.5 第1章第2節1.全体 計画 (図-2)	図-2の赤線内の整備用地内の舗装の撤去も本工事範囲外との認識でよろしいでしょうか。	発注仕様書第5章第3節1)(3)「整備用地内の既存舗装はすべて撤去し、」のとおり、工事範囲内とします。
15	発注仕様書 p.5 第1章第2節1.全体 計画 (図-2)	図-2の赤線内の整備用地内には既設杭以外の地中障害物は無いものとの考えでよろしいでしょうか。存在する場合は、詳細な図面等の資料をご提供願います。	お見込みのとおり 現地確認のとおり
16	発注仕様書 p.5 第1章第2節1.全体 計画 (図-2)	図-2の赤線内の整備用地内にて、残置必要な建物および設備はございますか。	ありません。
17	発注仕様書 p.7 第1章第2節6.立地 条件2)	建築基準法51条の汚物処理場には該当しないとの考えで、許可不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
18	発注仕様書 p.8 第1章第2節6.立地 条件4)	電話回線引き込み線数は1回線となり、電話番号は2つ所有にて、既設電話番号を新施設に引き継ぐとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
19	発注仕様書 p.8 第1章第2節6.立地 条件4)	電話番号が1つの場合、非常通報装置の発報は、電話番号回線にて発信との考えでよろしいでしょうか。非常通報発報時は、通常の電話回線が使用できなくなります。	お見込みのとおり。
20	発注仕様書 p.8 第1章第2節6.立地 条件4)	南側の山側からの雨水は、土砂災害用擁壁設置時に設置される雨水側溝にて、対応済との認識でよろしいでしょうか。雨水計算書がございましたら、ご提供願います。本事業では、本計画敷地のみの雨水排水計画を行うとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり 雨水計算書はありません お見込みのとおり
21	発注仕様書 p.11 第1章第4節5.関係 法令の順守 (2)	福祉のまちづくり条例の対象施設となりますでしょうか。その場合に必要な設備がありましたら、ご教示願います。	対象施設となります。必要な設備は全体像が見えてから確認します。
22	発注仕様書 p.15 第1章第6節2.保証 (契約不適合責任) (4)	土壌汚染対策法に関しては協議済みとの認識でよろしいでしょうか。協議済みの場合、協議資料をご提供願います。	有害物質使用特定施設には該当しないと思われます。ただし3,000㎡以上の土地の変更を行う場合には、県知事に届け出の必要あり。土壌検査を求められた場合は別途協議とします。
23	発注仕様書 p.15 第1章第6節2.保証 (契約不適合責任) (4)	契約不適合で改善、補修、交換等を行った該当箇所に限定され、設備全体の契約不適合責任期間が延長されるものではないとの認識でよろしいでしょうか。	不具合等の程度、影響範囲等による判断で、事象発生時の協議により決定します。
24	第1章第6節2.保証 (契約不適合責任) (4)	契約不適合による改善、補修、交換等で、契約不適合責任期間が延長された部分も含めて、本来のプラント関係の契約不適合責任期間（原則として引渡後2年間）を過ぎて発生した契約不適合の改善、修補に対しては、不適合責任期間の更なる延長は無いとの理解でよろしいでしょうか。	No.23と同様。

25	発注仕様書 p.15 第1章第6節2.保証 (契約不適合責任) (4)	国交省の公共工事標準請負契約約款(昭和25年2月21日中央建設業審議会決定)の第57条(契約不適合責任期間等)においては、「発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第三十二条第四項又は第五項(第三十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。」と記載されております。発注仕様書の記載は「工事請負契約」の第57条を上書きして、受注者をより長期間不安定な地位に置く過酷な条件改変であり(メーカーによる設備機器の保証期間は通常1年であるため)、契約の双務性の観点からも、発注仕様書の上記記載部分については、「工事請負契約」の第57条に準拠した内容に変更して頂けないでしょうか。	内容変更はしません。発注仕様書の記載どおりとします。(し尿処理施設、汚泥再生処理センターの建設工事で一般的に適用される条件と判断します。)
26	発注仕様書 p.21 第3章第1節1.水槽 設計に関する基本 事項 (4)	マンホール数量は1槽につき2か所以上とのご指示ですが、沈砂槽は受入槽と槽内部の開口で連通しているため、受入槽のマンホールを兼用し1か所の設置でよろしいでしょうか。	沈砂槽については、お見込みのとおり。受入槽は2カ所設けてください。
27	発注仕様書 p.23 第3章第2節1.受入 設備2) (4)	「受入室の出入口には、高速シャッター(スパイラル式)、・・・非常時の手動開閉、」と記載がありますが、メーカー仕様で開は可能ですが、閉はできないものとなりますので、「非常時の手動開」と読み替えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
28	発注仕様書 p.30 第3章第4節 1 1)	井水の水質についてご教示願います。	資料を提供します。【別紙3】
29	発注仕様書 p.37 第4章第1節3.高低 圧盤2) 設置場所	「水害発生時の水没を防ぐため、動力回路を有する盤については上層階に設置する。」とありますが、電灯回路・弱電回路の盤も上層階に設置する必要はありますでしょうか。	電灯回路・弱電回路の盤についても上層階に設置してください。
30	発注仕様書 p.40 第4章第1節6.照 明、コンセント設 備2)	屋外照明の設置範囲は、図-2の整備用地内のみとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
31	発注仕様書 p.40 第4章第1節7.非常 用電源設備	非常用発電設備は、LPガス式を採用してもよろしいでしょうか。	方式は指定しません。
32	発注仕様書 p.40 第4章第1節8.その 他建築付帯電気設 備2)	新施設内の電話・インターネット配線は本工事とし、電話・インターネット契約は貴市にて行うものとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
33	発注仕様書 p.41 第4章第1節8.その 他建築付帯電気設 備3)	テレビ端子設置希望位置がございましたらご教示願います。	レイアウトが確定していないため、今後の協議とします。

34	発注仕様書 p.41 第4章第1節8.その他建築付帯電気設備4) (2)	防犯警備設備にて計画事項を明記されておりますが、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・緊急時の市職員への連絡対応：貴市が契約する警備システムへ警報信号を提供を行う ・監視カメラの動作制御：p.44に記載の施設内監視装置の録画データを閲覧、外部提供可能なものとする。 また、警報信号を貴市契約の警備システムへ提供する場合、p.44 5)警報の(1)、(2)についても警備システムへの警報信号提供で網羅されているとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。 (P.44 警報の項目については今後の協議とします。)
35	発注仕様書 p.54 第5章第2節4.建築付帯設備1) (1)	給水設備の上水引き込み部分での水圧をご教示願います。	0.5MPa
36	発注仕様書 p.72 添付資料-5 各室内部仕上げ及び備品等	玄関・廊下の床仕上げは「長尺ビニルシート貼り」、備品で「下足箱」の記載がありますが、土足～室内履き通行部の履き替えプランは各社提案との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。発注仕様書第5章第2節3. に記載のとおり、添付資料-5は参考となります。
37	発注仕様p.86,97添付資料-7 擁壁資料	擁壁資料の写真では、敷地南西側擁壁の末端部分の設置位置が、配置図面の位置と食い違っているように見えます。擁壁の最終設置位置がわかる資料をご提供願います。	添付資料は設計時のものとなりますが、変更等を反映した完成時の図面はありません。発注仕様書第1章第2節6.1) (2)により対応ください。
38	仕様書(資料4)実施設計業務 成果品一覧表	実施設計業務 成果品一覧表にあるNo.7 合併浄化槽設置届等について、本建設工事とは異なる性質の業務であり、メーカーでは作成困難な内容であるため、除外とさせていただいてよろしいでしょうか。	除外とします。
39	仕様書(資料4)実施設計業務 成果品一覧表	「見積書(5社見積り比較表)」と記載がありますが、弊社見積での設計書となりますので、見積書は弊社1社の対応でよろしいでしょうか。	可とします。
40	有田市建設工事等競争契約入札心得11	契約の保証について、建設保障事業会社での契約保証でもよろしいでしょうか。	可とします。
41	現地調査結果	敷地内に引き込まれている、周辺農家様用の動力電源についてケーブルの振替等は契約範囲内との認識でよろしいでしょうか。 契約範囲内の場合において、周辺農家様への説明や調整が必要となった場合には、説明会等への同行等協力いただけますでしょうか。	お見込みのとおり。 協力します。
42	-	契約工期である2028年3月10日厳守を前提としますが、予期せぬ事象により機器・部品納期が想定以上に長納期化してしまった場合などのやむを得ない事由の場合は、工期延長が可能との認識でよろしいでしょうか。	発注仕様書の適用範囲は第1章第4節1. のとおりです。予知できない重大事態は自然災害等を想定しています。
43	-	昨今の物価変動への対応として、スライド条項の適用について、今後ご提示いただく契約書に基づいて協議可能と理解してよろしいでしょうか。	協議可とします。
44	-	スライド条項の協議が可能な場合、プラント機器やプラント電気盤等の工場製作品について残工事対象となる条件をご教示願います。	契約書(案)第32条(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)のとおりとします。
45	-	本工事の工事請負契約書(案)をご提示願います。契約書内容について、契約前に必要に応じて協議いただけますようお願いいたします。	資料を提供します。【別紙4】 契約前に協議を行います。